

官報

号外

平成五年二月十六日

第百二十六回 衆議院會議録 第五号

平成五年二月十六日(火曜日)

平成五年二月十六日
正午 本会議

○本日の会議に付した案件

国の補助金等の整理及び合理化等に関する法律
案(内閣提出)及び平成五年度における一般会
計承認債務等の償還の特例等に関する法律案
(内閣提出)の趣旨説明及び質疑

午後零時二分開議
○議長(櫻内義雄君) これより会議を開きます。

国の補助金等の整理及び合理化等に関する法律案(内閣提出)及び平成五年度における一般会計承認債務等の償還の特例等に関する法律案(内閣提出)の趣旨説明

○議長(櫻内義雄君) この際、内閣提出、国の補助金等の整理及び合理化等に関する法律案及び平成五年度における一般会計承認債務等の償還の特例等に関する法律案について、趣旨の説明を求めます。大蔵大臣林義郎君。

〔国務大臣林義郎君登壇〕

○国務大臣(林義郎君) ただいま議題となりました国の補助金等の整理及び合理化等に関する法律案及び平成五年度における一般会計承認債務等の償還の特例等に関する法律案につきまして、その趣旨を御説明申し上げます。

まず、国の補助金等の整理及び合理化等に関する法律案につきまして御説明申し上げます。

本法律案は、累次の臨時行政調査会及び臨時行政改革推進審議会の答申等の趣旨を踏まえ、財政資金の効率的使用並びに国及び地方の財政関係の

安定化を図るため、これまで累次のいわゆる補助金一括法において暫定措置が講じられていた国の補助金等について、国と地方の機能分担、費用負担のあり方を勘案しつつ、一体的、総合的な検討を行い、補助率等の恒久化等の所要の法的措置を講ずるものであります。

以下、その大要を申し上げます。

第一に、公共事業等に係る補助率等については、平成三年度の国の補助金等の臨時特例等に関する法律に基づき、平成五年度までの暫定措置が講じられておりましたが、これを、体系化、簡素化等の観点から、直轄事業にあっては三分の二、補助事業にあっては二分の一を基本として恒久化し、平成五年度から適用して、暫定措置を解消することとしております。また、これとあわせて、直轄事業負担金のうち、維持管理費に係る地方の負担割合を引き下げる等の措置を講ずることとしております。

第二に、義務教育費国庫負担金に係る経費のうち共済費追加費用等については、平成四年度において、同年度から六年度までの三年間で段階的に一般財源化することとされておりましたが、これを平成五年度において全額一般財源化することとしております。

第三に、地震再保険及び自賠責再保険に係る事務費について、一般会計からの繰り入れの停止措置を引き続き当分の間延長することとしております。

次に、平成五年度における一般会計承認債務等の償還の特例等に関する法律案につきまして御説明を申し上げます。

平成五年度予算の編成に当たっては、税収が前

年度当初税収を下回るという異例に厳しい税収動向、財政事情のもとで、景気や生活大国づくりへの配慮など社会経済情勢の推移に即応した財源の重点的・効率的配分を行う一方、特例公債を再び発行するような事態は厳にこれを回避するため、既存の制度、施策や歳出の徹底した見直しを行ったところであります。

本法律案は、こうした努力に加え、一般会計において承認した債務等の償還の延期及び政府管掌健康保険事業に係る一般会計からの繰り入れの特例について所要の法的措置を講ずるものであります。

以下、その大要を申し上げます。

第一に、交付税及び譲与税配付金特別会計における借入金のうち一般会計に帰属したものと並びに日本国有鉄道及び日本国有鉄道清算事業団の債務のうち一般会計において承認したもののうち、平成五年度において償還すべき金額については、それぞれその資金運用部に対する償還を延期することとができることとし、当該延期に係る金額については、五年以内の据置期間を含め、十年以内に償還しなければならないこととしております。

第二に、平成五年度における一般会計から厚生保険特別会計健康勘定への繰り入れについては、健康保険法に定める額から千三百億円を控除して繰り入れるものとするともに、後日、政府管掌健康保険事業の適正な運営が確保されるために、各年度の当該勘定の収支の状況等を勘案して、繰り入れ調整分及びその運用収入相当額の合算額に達するまでの金額を一般会計から繰り入れるものとしております。

以上、国の補助金等の整理及び合理化等に関する法律案及び平成五年度における一般会計経費債務等の償還の特例等に関する法律案につきまして、その趣旨を御説明申し上げた次第であります。(拍手)

国の補助金等の整理及び合理化等に関する法律案(内閣提出)及び平成五年度における一般会計経費債務等の償還の特例等に関する法律案(内閣提出)の趣旨説明に対する質疑

○議長(横内義雄君) ただいまの趣旨の説明に対して質疑の通告があります。順次これを許します。常松裕志君。

〔常松裕志君登壇〕

○常松裕志君 私は、日本社会党・護憲民主連合を代表して、ただいま議題となりました国の補助金等の整理及び合理化等に関する法律案につきまして、宮澤内閣総理大臣並びに関係閣僚の皆さんに質問をいたします。

まず、私が、宮澤総理初め政府閣僚の皆さんに強調して申し上げたいのは、この間の自民党政府の財政運営の誤りについてであります。

一九八一年三月、朝飯には目刺しを食べたといつて有名な土光敏夫氏が会長となって第二臨時行政調査会が発足をいたしました。当時、臨時・行政改革の声と言われたように、財政再建のために行政改革しかないとして、とにかく徹底した歳出の見直しが行われ、自治体や国民への負担軽減が強行されたのは周知のところでありました。その過程で、公務員へのベースアップが一年間凍結をされたり、日本国有鉄道の分割・民営化、及び電

電公社、たばこの民営化が強行され、多くの労働者にも犠牲のしわ寄せが行われました。旧国鉄改革に際して、政府は、一人も路頭に迷わせないの公約を踏みにじり、無法にも千四百七名の解雇を強行したほどでありました。

そうまでして取り組んだ行政改革の結果、今どういう財政状況にあるのでしょうか。国債の発行残高は、九三年度末では約百八十二兆円にも上る見込みであります。土光敏夫氏の第二臨時調査会をした一九八一年三月末では八十二兆円。行革、行革のかけ声とは裏腹に、何と百兆円もこの十年間に借金をふやしてしまつたのが自民党政府であります。あれだけ労働者や国民に犠牲を強いながら、行政改革とは一体何だったのか、私は、あいた口がふさがらないのであります。

合衆国のクリントン大統領は、レーガン、ブッシュの共和党政権から引き継いだ四兆ドル、約四百八十兆円もの累積債務の削減を第一の課題に挙げています。ところで、これを国民一人当たり計算をいたしますと、アメリカでは約百九十万円、日本では約百五十万円もの大金をそれぞれの国民が政府に貸し付けていることになるのであります。財政危機について言えば、その実態は我が国と合衆国にはほとんど違いはありません。こうした事態を、クリントン大統領とは違って放置している自民党政府の責任は重大であります。この点につきまして、国の財政の責任者として、総理並びに大蔵大臣のお考えを伺いたいと存じます。

しかも、国債の発行には、必ず利払いが伴います。九三年度予算においては、十五兆円が借金の利息の支払いに充てられています。これは、歳出

の二〇％に当たり、他の経費を大きく圧迫することになっていのは周知のとおりであります。国民の皆さん、皆さんは、本年の予算によれば、一人当たり一年間に十三万円近い利息の支払いを政府から受けているはずなのであります。沖縄から北は北海道に至る、そして赤ちゃんからお年寄りまで含めた日本国民一億二千万全員に一人当たり一万円札を十三枚、十三万円を配当することができ、国債費十五兆円を実際に受け取っているのは、しかし国民ではありません。銀行や生命保険会社、損保、そして大企業であります。今年度の租税収入は約六十兆円。何とその四分の一は国債の利払いに充てられているのであります。

自民党政府は、国民の血税を国民のために使うのではなく、国債を保有する大企業や財界に垂れ流すこと、これを財政運営の目的にしていたのではないかとさえ疑えるほどであります。こんな財政運営を一体いつまで続けるつもりなのか、大蔵大臣にお尋ねをいたします。

このような財政運営を行ってきた自民党政府の九三年度予算案の特徴の一つは、その財政運営の失敗を地方自治体に転嫁しようとしていることでもあります。四千億円の交付税の特例減額、一千五百億円を超える補助金、負担金の一般財源化、補助率の恒久化などがあります。この補助金の整理合理化法案もその一環として提出をされたものと言わなければなりません。

本法案の第一の柱は、公共事業等にかかわる国庫補助負担率の恒久化であります。そもそも、国庫補助負担率の引き下げ、補助金カットは、一九八二年度から三年間の地域特例の六分の一のカットが行われたことに始まりました。さらに、八五年

度から二分の一を超える高率補助の一律一割削減が実施をされ、地方に五千八百億円もの財源不足額を押しつけたのであります。この地方への負担転嫁は一年限りと約束されていたにもかかわらず、続く八六年度も一兆一千七百億円もの負担転嫁が強行され、しかも三年間も補助金カットが続きました。さらに八九年度には、投資的経費についてもなお二年間延長され、その暫定措置が切れる九一年度にもまた二年間延長してきたというのがこれまでの経過であります。この一連の経過が物語るのは、国がみずからの責任の放棄を続けるとともに、地方との約束をことごとく破ってきたことを明確に示していると言わざるを得ないのであります。(拍手)

本来なら来年度に見直しが行われるはずでありましたその公共事業関係の補助負担率が、今年度なぜ恒久化なのでしょう。しかも、九三年度予算編成を急いだため、公共事業のあり方の見直しについては十分な議論も行われないうままの恒久化であります。関係省庁連絡会議での検討は十分に行われたのですか。大蔵大臣の御答弁をお願いいたします。

また、関係省庁連絡会議には、実際に事業を行う地方自治体の代表は入っておりません。自治体の声は反映されていないのであります。直轄事業の三分の二、補助事業二分の一を原則とするとされておりますが、この水準は妥当なのでしょうか。地方自治体が一貫して要求する八四年水準への復元をなぜ行わなかったのですか。直轄事業負担金についても、原則だというのなら直轄事業負担金は廃止をするというのがむしろ筋なのではないで

しょうか。これらの点について総理並びに大蔵大臣の考えをお伺いをいたします。

さて、補助金見直しの結果生ずる地方の負担には国が適切な措置をとると言っています。その地方の負担は、普通会計と公営企業会計を合わせて六千九百億円とされているのであります。また、それを公共事業等臨時特例債で全額補てんするというのがであります。また、元利償還金の一〇〇％を交付税算入することになっていますが、地方の固有財源である交付税の先食いにすぎないのであります。何のことはない、国の補助率カットをした分を地方債にツケ回しただけではありませんか。(拍手) しかも、東京都のようないわゆる不交付団体は、交付税算入されても交付税は交付されないわけでありまして、丸々持ち出しとなります。

こうして、地方財政にも借金財政を押しつける、これが自民党政府なのであります。ちなみに、地方自治体の地方債、借入金の高合計は、九三年度末には八十一兆円が見込まれています。これは第二臨調発足時のちょうど二倍に当たることは、自治大臣は御存じの通りであります。これらの地方財政上の問題点について、自治大臣の答弁をお願いいたします。

次に、本法案の第二の柱である義務教育と養護教育にかかわる国庫負担に關してお尋ねいたします。

大蔵省は、教育における国庫負担金は、かつて地方財政が弱体であったから一部を国庫負担とした、今は国が財源不足だから一般財源化を求めると説明するのであります。しかし、教育の国庫負担とは、単なる財源問題だったのであります。

しょうか。

教育は、本来、すべて市町村の事業であります。そして、教育は人なりと言われますように、多額の人員費を必要とする事業であります。このために、明治以来しばしば教育の人員費の負担の重さから生ずる市町村の教育格差が、言いかえれば市町村ごとに国民が享受する教育の質の不均等が問題となったのであります。その解決のために導入されたのが、人員費の都道府県負担の原則と半額国庫負担の原則だったのであります。

したがって、教育における国庫負担制度は、単なる補助金制度では断じてありません。国民から与えられた国の責務を伴う国本来の支出なのであります。このことは、昨年の予算編成過程において、文部大臣、自治大臣、大蔵大臣の三者合意でも確認されたことではありませんか。にもかかわらず、国庫負担金を一部とはいえ一般財源化するということとは、国の責務を放棄して地方自治体にその責任を転嫁しようとするものにほかなりません。まさに国の存在意義が問われているものではないでしょうか。教育に対する国の責務について、総理の明快な答弁を求めるものであります。(拍手)

第三の柱は、自動車損害賠償責任再保険特別会計に対する一般会計からの事務費の繰り入れ停止を継続することです。

政府は、本来、国の一般財源からの繰り入れで賄うべき自賠責再保険の事務費、これは九三年度予算ベースでは十億二千六百三十八万円になるわけですが、これを運用益で賄えということではありません。しかし、これは全く筋違いと言わなければなりません。自賠責特別会計の原資は自動

車ユーザーの保険料であり、国がこれに關与する根拠は、無保険事故やひき逃げによる被害者の保護等を図ることを目的としているのであります。したがって、自賠責特別会計の運用益で国の経費の節減を図るなど、もつてのほかであります。保険料率の引き下げなど自動車ユーザーへの還元に充てるべきと考えますが、運輸大臣のお考えはいかがでありますでしょうか。

最後に、今回もまた補助金カット法案が一括法案として提出されたことについてであります。

本法律案は、とりわけ地方自治体に深くかわるる法案であるにもかかわらず、国の歳出削減のための法案ということで一括法案とされ、地方行政委員会での審議が保障されていないのは言語道断であります。我が国の立法院は、専門の委員による充実した討議を可能にするため、委員会制度をとっております。しかるに、各委員会にまたがる法案を一括して提出するやり方は、まさに国会の委員会主義の軽視、法案審議権の剝奪以外の何物でもありません。今後このようなことが行われないうち、ここで改めて行政府に猛省を求めます。行政府の長としての総理の明快な御答弁をお願いいたします。私の質問を終わります。(拍手)

〔内閣総理大臣宮澤喜一君登壇〕

○内閣総理大臣(宮澤喜一君) 公債残高が累増しておりますことについてお尋ねがございました。

我が国は、御記憶のようになかなか長いこと特例公債を発行いたしておりましたが、平成二年度におきまして特例公債からは脱却することができたわけでございますが、その後、厳しい経済状況になりまして、殊に近年の収支状況の中で、平成四

年度、五年度予算におきまして、建設公債の発行額を増額をいたしておるわけでございます。したがって、御指摘のように公債残高はなかなか減少をしない、そういう構造的な厳しさを持っております。

これからの財政運営につきましては、やはり我が国の経済の持つております潜在力というものを、いっぱい引き出してそれが顕在化いたしますようにしていくことが必要でございます。何とかして建設公債につきましても、そういうことで可能な限り抑制をしてまいらなければならないと考えております。

現状はそういうことでございますが、過去におきまして、御指摘のように公務員のベースアップの一年凍結をいたしたこともございます。また、国鉄改革のようなこともいたしました。これは、働く人にし寄せをしたではないかという御批評でございますけれども、そのようなことをいたしまして財政の努力をいたしましたけれども、なお現在のような状況である、今後とも財政改革を引き続き強力に推進いたさなければならぬと思っております。

次に、今回の公共事業等の補助率等の恒久化についてでございますが、行革審等の答申も踏まえまして、国の責任が重い直轄事業につきましては三分の二、それを基本といたします。それから、事業の性格上、国と地方が等しく分担を分かち合うことが適当と考えられます補助事業につきましては二分の一を基本とする、こういうことで恒久化をいたそうと考えておるわけでございます。地方自治体の要望も踏まえまして、国庫補助負担制度に係る改善合理化措置をあわせて講ずること

とによりまして、国及び地方の機能分担、費用分担の公平化を実現しようとするものでござい

ます。
なお、これに伴いまして地方公共団体に生ずべき負担につきましては、適切な地方財政措置を講ずることにいたしております。

それから、直轄事業は国の直轄事業であるので、この負担金は廃止すべきではないかという御説でございますけれども、確かに直轄事業は国の事業でございますから、全国的な効用を持っておりますけれども、当該地元における受益というものも現実には相当大きいとございまして、その費用の一部について相応の負担を地方公共団体に求めることは理由のあることではないか、このように考えておるわけでございます。

それから、共済費の追加費用等につきまして、このたび再度見直しを行いました。国と地方の費用負担の安定化を早急に図りますために、平成五年度から全額一般財源化をすることにいたしましたわけでございます。

義務教育費国庫負担制度は、憲法で定める義務教育無償の原則によりまして機会均等と水準の維持向上を図るために、国が必要な経費の一部を負担するということを定めておりまして、その趣旨に従いまして、義務教育の妥当な規模と内容を保障する制度の根幹は、今回の措置においても維持されているものと考えております。

それから、一括法案として提出をいたしましたことについての御質問でございましたが、このたびの補助金法案で、国の補助金、負担金等について行われる財政上の措置につきまして、趣旨、目的が一体であることから、従来も一括法の形で提

案をさせていただきましたが、今回も、これに織り込まれております各措置は、これまでと同様、共通の性格を持っております。趣旨、目的が一つで一体をなしておりますことから、一括法として提案をいたしましたものでございまして、何とぞ御理解の上、御審議をお願いを申し上げたいと思っております。

残りのお尋ねにつきましては、関係大臣からお答えを申し上げます。(拍手)

〔国務大臣(林義郎君登壇)〕

○国務大臣(林義郎君) 常松議員の御質問にお答え申し上げます。

まず、私に対する御質問、最初は、政府の財政運営に大きな欠陥があったのではないかと、こういうお話でございました。総理からも御答弁がありまして、総理の答弁を補足いたしながら私から御説明を申し上げたいと思っております。

総理からも話がありましたように、四十一年度以来、公債発行に踏み切った我が国財政でござい

ますが、五十年以降には特例公債の発行を余儀なくされた。公債依存度が三割を超えたときもあつたようなことでございしますが、その後、歳出の節減合理化を中心として懸命な努力を重ねてきたところでありまして、平成二年度においてようやく特例公債の発行を回避いたすことができました。この間、約十五年の歳日をかかたというところでござい

ます。
我が国財政は、御指摘のように百八十二兆円にも達するような公債残高を抱えております。依然として構造的な厳しさは続いておりますところでございます。今後、今後の財政運営につきましては、社会経済の変化に財政が弾力的に対応していくために、再び特例公債を発行しないことを基本として、今後の経済情勢や財政事情等に応じて、建設公債についても可能な限り抑制しながら、公債残高が増大しないような財政体質をつくり上げていかなければならない、こう考えておるところでございます。

また、お話がございました中で、大企業優先ではないか、国民というふうなお話がございましたが、我々はそういうふうなことは考えていないわけでございます。特に国債は、国民から広く預貯金を通じて集めておる金融機関や証券会社等を通じて、国民各層に国債を販売しておるところでありまして、税金の大企業への垂れ流しなどという御批判は当たらないものだと思っております。

次に、第二番目の問題点といたしまして、九四年度に見直しが行われるはずだった公共事業関係の補助負担率をなぜ今恒久化するのかという問題、それから、これに関連いたしまして、関係省庁連絡会議で十分な検討が行われたかという御指摘がございました。

これにつきましては、平成五年度まで暫定措置が講じられていた公共事業等に係る補助率等につきましては、平成三年度の見直しの際、関係省庁間の合意及び国会の附帯決議等がございましたので、平成三年七月に関係省庁間の連絡会を設置し、国と地方の機能分担、費用負担のあり方など

を勘案しつつ、一体的、総合的な検討を行ってきたところでございます。

その結果、平成四年十二月十九日には連絡会の申し合わせが行われたところでありまして、平成五年度においては、新しい道路整備五カ年計画が開始される一つの節目でもあるということございまして、できるだけ早期に暫定措置の解消を図ることが国及び地方の財政関係の安定化に資することにもなるだろう、こう考えまして、平成五年度からの恒久化を図ることにしたものであります。今回の見直しは、体系化、簡素化等の観点から行うものでありまして、全体としての補助率等の現行水準の引き下げを目的とするものではございません。

次に、公共事業関係の補助負担率に関する関係省庁連絡会議には実際に事業を行う地方の代表は入っていないのじゃないかというお話がございましたが、今回の恒久化に対してどの程度地方の声が反映されたのかということが問題。国庫負担率が直轄事業の三分の二、補助事業二分の一という水準は一体妥当なものと言えるのか。三番目、地方自治体が一貫して要求する国庫負担率の八四年水準への復元をなぜ行わなかったのか。地方自治体の直轄事業負担金についても、原則を言うのであれば、廃止するのが筋ではないかという御質問がその次の問題としてございました。

これにつきましては、公共事業等の補助率等に関する関係省庁連絡会、先ほど申しました連絡会がございしますが、その場におきまして、地方自治体の意見についても、自治省などを通じて十分に承知しており、今回の補助率等の恒久化に当たりましては、地方制度調査会の意見書など、地方自治

体の意見も十分に勘案しながら、改めて一体的、総合的に検討したところでございます。

その結果、公共事業等の補助率等については、平成元年十二月の行革審答申等を踏まえ、体系化、簡素化の観点から、国が直接事業を実施する直轄事業にあつては、国の責任度合い、事業の重要性等を勘案して、三分の二を基本として所要の補助率等とするともに、補助事業にあつては、国の事業の性格上、国と地方が等しく負担を分かち合うことが適切である、こういった考え方から、二分の一を基本として所要の補助率等としたところであります。

また、あわせて、地方自治体の要望を踏まえ、直轄事業負担金の見直し、採択基準の引き上げ、補助対象の重点化など、国庫補助負担制度に係る改善合理化措置を講ずることとしたところであります。今回の見直しは、国及び地方公共団体の機能分担、費用負担のあり方等から見て妥当なものと考えております。したがって、恒久化後の補助率等と過去の一定時点における昭和五十九年度の補助率等を単純に比較して論ずることは、今回の補助率等の恒久化の趣旨、目的から見て適切ではない、こう考えております。

なお、今回の補助率等の恒久化に伴う地方公共団体の負担については、事業の円滑な実施、執行に支障を生ずることのないよう、所要の、適切な地方財政措置を講ずることにいたしております。

また、直轄事業負担金の問題につきましては、直轄事業は全国的な効用を有するものであるが、特に地方にとつての受益が大きいことから、その費用の一部について相応の負担を地方公共団体に求めることにして、これを廃止することは適切で

はないものではないかと思つておるところであります。

具体的負担率につきましては、国と地方の役割分担、財政状況、地方の受益の程度などを考慮して決定すべきものでありますが、今回の見直しに当たっては、先ほど申し上げたように、直轄事業については三分の二を基本として恒久化をすることとしたものでございます。

以上でございます。(拍手)

〔国務大臣村田敬次郎君登壇〕

○国務大臣(村田敬次郎君) 常松議員の御質問のうち、地方財政に関する部分について私よりお答え申し上げます。

全般にわたつて総理また大蔵大臣からお話がございます。

まず、今回の補助負担率の総合的な見直しによる恒久化は、公共事業に係る国と地方の役割分担のあり方等を踏まえて、地方の自主性を高める点に留意しながら、行革審答申等で指摘されております体系化、簡素化等の観点をも踏まえて行つたものであります。このような見直しに伴う影響額については、地方財政の円滑な運営に支障を生ずることのないよう、今後とも毎年度の地方財政計画の策定を通じて適切な措置を講じてまいる所存であります。

次に、議員が東京都の例を挙げて仰せられました交付税の不交付団体につきましても、公共事業等臨時特別債の元利償還に要する経費の全額を基準財政需要額に算入することとしているところであります。基本的には財源の上で問題はないものと考えております。

なお、不交付団体について生ずる各年度の個々

の財政運営の問題につきましては、個別に十分地方公共団体と協議をしてまいる所存でございます。

また、御指摘のとおり、地方財政は八十一兆円を超える借入金残高を抱えるなど、厳しい状況のもとに置かれておりますが、従来より、財政の健全性の確保につきましては十分留意しているところであります。今後ともこの点については意を用いて、努力してまいる所存でございます。

以上、お答え申し上げます。(拍手)

〔国務大臣越智伊平君登壇〕

○国務大臣(越智伊平君) 自賠責保険の運用益は、自賠責制度の目的に資するよう活用すべきであると考へております。このような観点から、運用益のほとんどは保険料負担の軽減という形でユーザーに還元しているところでありますが、運用益の一部について、これを自賠責保険制度運営のための経費に当たる事務費に充当することは、使途の性格から見ても許されるものであると考えております。

このため、必要な法律上の措置を講じた上で、これまで約十年間にわたり運用益を事務費に充てさせていたところであり、今後も引き続きこの措置は、これを今後当分の間、さらに継続しようとするものであり、そのための法律改正をお願いいたします。

よろしく御理解を賜りますよう、お願いをいたします。(拍手)

○議長(櫻内義雄君) 沖田正人君。

〔沖田正人君登壇〕

○沖田正人君 私は、日本社会党・護憲民主連合

を代表して、ただいま議題となりました平成五年度における一般会計承継債務等の償還の特例等に関する法律案について、総理並びに国務大臣に対して質問を行いたいと思ひます。

政府は、平成五年度予算編成に当たつては、厳しい財政状況のもとで、財源の重点的・効率的配分を行う一方、赤字国債を回避するために歳出構造の徹底した見直しを行ったと強調されているのであります。しかし、景気浮揚や生活大国の実現には、これらの努力を尽くしてもなお金不足から、政府管掌健康保険への国庫補助千三百億円の先送りを含め、総額八千三百億円にも上る債務、歳出の繰り延べなどにより財政不足額をひねり出そうとしたのが本法案の趣旨であると理解するところでございます。繰り延べ期間の金利が後年度負担として積み重なることにもあえて目をつぶる、つまり財政の健全性を犠牲にする本法案がそれでも不可欠というならば、重点的・効率的な財源配分の完遂と歳出構造の徹底した見直しによる節減が平成五年度予算においていかに担保されているのか、政府の責任で明らかにされる必要があると考へます。宮澤総理の御見解と説明を求めたいと存じます。

私といたしましても、平成五年度の税収については、十年ぶりの前年度当初予算比マイナスを見込んでいる政府予算案と同様の厳しい認識を持つものであります。そうであるからこそ、この法案を考へるに当たっては、まず、歳出構造の見直しによる不要不急部分の縮減が果たして進んでいるかどうか、改めて問わなければなりません。今はやりの言葉を使うなら、歳出構造のリストラに全力で取り組んだにもかかわらず、必要悪として

生じたものなのか、政府の姿勢をたださざるを得ないのでございます。

結論から申し上げるならば、防衛予算一つとつてみても、ノーと言わざるを得ないのでございませう。政府は、前年度比二%の低い伸びに抑えたと胸をお張りになられるおつもりかもしれませんが、平和の配当を生活大国づくりに生かすためにも、防衛費削減元年の予算編成にちゅうちょすることなく踏み込まなければならなかったのではないのでしょうか。また、それが生活大国を最大の政治課題に掲げる宮澤内閣に対する時代の要請でもあったと考えますが、総理の選取肢には一切なかったのかどうか、所信をお伺いしたいと思います。

さらに、容認したいのが、ポスト冷戦の潮流を確固たるものにするという決意や意欲もなく、冷戦時代の産物であるAWACSやイー・ジス艦の予算化も既定の方針のごとく盛り込んだこととございませう。市民の社会的感覚からすれば、購入費用に充てられようとしている約二千三百億円は時代錯誤の最たるものであると思ひますし、むだ遣い以外の何物でもございませう。財政の健全性を維持し、時代の変化に対応した予算とするためにも、承継債務等の繰り延べの前に、AWACSなどの購入費削減が先行されるべきであったと考えますが、宮澤総理の率直な御所見をお聞かせ下さい。

来年度予算は、生活大国づくり初年度の政策的肉づけの役割を担っており、国民生活の質的向上に役立つ分野への効率的配分が期待されております。政府は、二千五百億円の生活関連重点化枠もほぼ活用して所期の目的は達成した予算案である

と力説されますが、果たしてそのとおりなのかどうか、疑問が残ります。一般会計公共事業費の硬直性は、道路整備や住宅、下水道などの分野別シェアに置き直してみれば一目瞭然であります。

平成四年度比で見ると、例えば道路整備は二八%後半の圧倒的シェアを依然として維持する一方、住宅はわずかに〇・一%増の一・八%、下水道においては〇・二%増の一・七%と、若干の増減はあるものの、その割合はここ数年來変わっておりません。

省庁別の配分率も、過去三年間ほとんど同水準でございませう。これが大蔵省流であり、生活大国にふさわしい、ゆり張りのきいた予算編成なのでありませう。これは、まるで各省庁横並びの公共投資の伸びを確保するために今回の特例措置が供されたとしても、あながち的外れではないでしよう。出るを制することができない段階での債務繰り延べなどによる財源捻出は、行政改革の阻害要因となるだけであり、予算の重点的、効率的な配分に寄与するどころか、反作用に働くと指摘せざるを得ないのでございませう。林大蔵大臣の御見解をお聞かせいただきたいと存じます。

(拍手)
ここまでは、本法案の問題点を傍証的に見てきたところでありますが、本質的な欠陥についても言及しておかなければなりません。

政府は、一般会計と資金運用部という国庫内部のやりとりでございませうから、金額面での歯どめもかかっているからと、赤字国債とは異なるとその違いを強調しているのでもございませう。しかし、非投資的経費の支出ないし返済を後年度に繰り延べるという点では、赤字国債発行と何ら変わらな

い性格を保有していることになるのでございませう。したがって、このような措置を、マスコミを初め、一般的には、隠れ国債、裏国債と呼んでいるのでございませう。

以上の性格規定とネーミングに関する宮澤総理の御所見を詳しくお聞かせいただきたいと思ひます。

また、政府部門内部の貸借ややりくりとして処理できることから、経常部門の実質赤字の所在は、赤字国債とは異なり、隠れいさがちであるのであります。論より証拠、百八十二兆円の国債残高については、あれほど声高に叫ぶ大蔵省が、総額三十七兆円に達するとも言われる隠れ国債に關しては、別人のごとくに寡黙であるのでございませう。承継債務の繰り延べに代表される隠れ国債は、財政の実態を糊塗するだけでなく、経済行動の調整に必要な正確な判断をも妨げかねないといえるのでありますが、総理のお考えをお聞かせ下さい。

次に、政府管掌健康保険の国庫補助の繰り入れ措置に關しまして、四点に絞って質問をいたします。

その第一点は、一般会計から政府管掌健康保険への国庫補助一千三百億円の繰り延べは、九三年度の政府管掌健康保険の剰余金の範囲内で行われ

ると説明されておりますが、その見直しは甚だ楽観的に過ぎるのではないでしようか。保険料収入の伸びを五%台と高く見積もり、一方において、医療費の伸びを三%台と低く見積もって剰余金が出ると予測しておられるようでは、金が出ると現下の経済界の不況のもとで大幅な賃上げが、下で期待できるのでありませうか。あまつ

さえ中小企業労働者を対象にしている政府管掌健康保険の保険料収入が、政府の見込みどおりにこれほどに伸びるのでありませうか。一方、インフルエンザ等の感染症の広がりを二けた台の医療費の伸びを想定し、心配している市区町村が多い国民健康保険と比較して、政府管掌健康保険の医療費の見積もりは低過ぎるのではないでしようか。

政府のこのような楽観的な見通しが狂って、収支見込みにそぐが生じた場合の責任をどのようにおとりになるおつもりか、厚生大臣の決意を明らかにしていただきたいと考えます。

第二点は、政策手法に対する指摘と疑問についてであります。

政府は、一年前の健康保険法改正において、国庫補助率を切り下げると同時に、健康保険の累積黒字を安定資金として積み立てることによって、財政運営のあり方を単年度から中期の見通しに立った財政運営に変更させる措置をとったばかりではありませうか。せっかくの剰余金を繰り延べすれば、中期財政運営のメリットは失われることになるのでございませう。今回の措置は、再び単年度財政運営の発想に逆戻りしたものと云わざるを得ないのでございませう。何のための中期財政運営主義への転換だったのかを問題にしなければなら

ないのでございませう。政策の一貫性を全く欠いた御都合主義の財政手法と言われても仕方がないではないでしようか。中期財政運営に支障が生じませんが、厚生大臣の確たる所信をお聞かせいただきたいと存じます。(拍手)
第三点は、繰り延べされた国庫補助は、いつ、どのようにして返却されるのかを明確に御答弁い

ただきたいと存じます。繰り延べされたのは今回が初めてではありません。一九八五年度から八九年度までの五カ年間に毎年繰り延べされ、今回分を合計すると、約六千億円という膨大な金額が累積されることになるわけであります。政府は繰り延べの理由として、かつては、特例公債を発行するほど国の財政が苦しいからと言ひ、そして今回は、特例公債の発行を避けるためと言ひ、首尾一貫しない説明に終始しているものであります。特例公債の発行を避けるためというのであれば、近い将来、特例公債を発行する事態が生じたときには、千三百億円の繰り延べは当然返却されるものと理解いたしますが、いかがでありますでしょうか。

また、一兆三千億円余の厚生年金の繰り延べ分を含めて、返済のための年次計画を作成して、今会期中に国会に提出すべきだと考えますが、大蔵大臣、その御用意はお持ちでございますでしょうか、お尋ねいたします。

かつては三區と言われた政府管掌健康保険が今日のような黒字に転換をいたしました背景には、給付の切り下げや多様な自己負担の増大、あるいは保険料の相次ぐ引き上げなど、より多くの国民の皆さんの犠牲の上に成り立ったものであることは周知の事実であります。したがって、剰余金が生じたならば、給付の改善や保険料の引き下げにこそ、その発生した剰余金を用いるのが本筋ではないでしょうか。同時に、今後急速に高齢化社会が進行していく中で、医療保険の給付と負担の将来ビジョンをどのように描いていくかは、国民にとって大きな関心事であるのであります。改革の出発点は、医療保険に対する信頼度と安心度を高めることだと考えます。特に、今後需要が高まる

ことが予想される高齢者介護に対して、医療保険サービスを充実させることが切実な課題となっていると思ひます。これらについての政府の基本的な施策を、厚生大臣、明らかにしていただけないでしょうか。

九三年度予算案関連の隠れ国債の総額は、一兆五千億円強にも上るのでございます。大蔵省がみずから必要な政策と決断すれば、これまでのことができるのではありませんか、景気浮揚は、公共投資一辺倒ではもはや無理なことは、議者の多くが指摘するところであるのであります。「暮らしたずんば国はなし」との大局的な見地から、所得税減税を最優先課題にした財政出動を考慮すべきときではないでしょうか。赤字国債回避のみを至上命題として追求するのではなく、歳出構造の徹底した見直しや、財源の重点的、効率的配分を、所得税減税が可能となる環境整備に向かつて総動員させることが、財政を預かる政府の大きな責務であると確信いたします。

宮澤総理の減税実行に向けた決意をお尋ねをいたしまして、私の質問の締めくくりにさせていただきます。(拍手)

〔内閣総理大臣宮澤喜一君登壇〕

○内閣総理大臣(宮澤喜一) 平成五年度予算におきましては、御承知のように、税収が前年度当初予算を下回るという大変に異常な税収動向になっておりますが、そのような財政事情ではございますけれども、このようなまた景気の状態である、生活大困窮への配慮もしなければならぬということ、財源の重点的な効率的な配分をいたしました。他方で、先ほども申し上げましたが、特例公債というのは何とか再び発行

したくないというようなことで、そこでこの法律案は、こういう努力の中で、平成五年度における極めて厳しい財政事情のもとで、やむを得ない措置として、一般会計承継債務の償還の特例等の措置をお認めを願ひたい、こういうふうに考えているところでございます。

その中で、防衛関係費などについてはなお削減の余地があるということで、AWACS等について御指摘がございましたが、我が国は専守防衛の国でございますので、その中でやはり一番大事なことは情報の収集である、早期に情報を収集すること、これが専守防衛にとつては何よりも大事なことでございますので、これは有事、平時を問わず、我が国としては、情報収集ということをやはり最も大切に考えなければならぬ。相当高額の買い物であることは確かでございますけれども、我が国の安全を全うするためには、やはりAWACSはこの際備えておかなければならないというのが私どもの判断でございます。

それから、隠れ国債という言葉があるがどう思ふかということでございますが、国会に對しまして、財政上「今後処理を要する措置」として、これらの問題を整理して資料を提出しているところでございます。財政の厳しさにつきましては種々御説明を申し上げまして、政府がその実態を隠しておるというわけではございません。したがって、このような、隠し事をして、経済行動の整調に必要な正確な判断を妨げているというようなことでもございません。国会に對しましては、資料を提出をいたしております。ただ、このような措置につきましては、財政制度

審議会などで、これはあくまで特例公債の発行を回避するための臨時緊急の措置であるべきである、また、猶どめを有しているものに限らなければならぬという報告をいただいております。それは政府としても守らなければならない心構えであるというふうに考えております。このような財政事情でございますので、ひとつぜひ御理解をお願いをいたしたいと存じます。

所得税減税につきましてはお尋ねがございました、これは本会議で何度か御説明を申し上げましたので重複は避けさせていただきます、要するに、このような厳しい財政事情の中で、財政がある種の負担をしなければならぬ、それが公共投資がいいのか、あるいは減税がいいのか、どちらが不況脱出のために効果的であるかという判断に基づくものでございまして、私どもとしては、公共投資の方が乗数効果が大きいと判断いたしましたのでございますが、これは幾たびか本会議で御説明を申し上げます。また、残りの問題につきましては、関係閣僚からお答えを申し上げます。(拍手)

〔国務大臣林義郎君登壇〕

○国務大臣(林義郎) 沖田議員の御質問にお答えをいたします。

私の御質問は、二つだと思ひます。まず一つは、出るを制することができない段階での債務繰り延べなどによる財源捻出は行政改革の阻害要因となるだけであつて、予算の重点的、効率的な配分には役立たないのではないかというものが一つでございます。平成五年度予算におきましては、御指摘のように、税収が前年度当初見積もりを下回るといふよ

うな異例な税収動向、財政事情のもとで、特例公債の発行を厳に回避しなければならぬ、こういった要請から、既存の制度、施策や、歳出の徹底した見直しを行うための財政改革の強力な推進に努めてきたところであります。

しかし、これらの努力を行っても、なお、五年度予算には必要な財源が不足することから、極めて厳しい財政事情のもとでのやむを得ざる措置として、一般会計承継債務の償還の特例等の措置、今回の措置をお願いすることにしたことを御理解いただきたいと思います。

その中におきまして、景気や生活大困ぐりへの配慮など、社会経済情勢の推移に即応した財源の重点的・効率的配分には努めてまいったところでございます。

公共事業の配分等につきましても、公共投資基本計画や「生活大困ぐり五年計画」の考えに従い、住宅、下水道、環境衛生等の生活関連分野に思い切った重点配分をしたところでございます。

いずれにいたしましても、今後とも引き続き、制度、施策の徹底した見直しを行うとともに、財政改革を強力に推進していかねばならない、これが時代の要請でもあるのか、こういうふうにかえていこうと思っております。

次の問題は、政府管掌健康保険の問題でございますが、御指摘の中で、近い将来、特例公債を発行するようになったときに、一体それは当然新しい債務としてやるのかどうかということを含めまして、政府管掌健康保険の国庫補助の繰り入れの特例措置として、一兆三千億円の厚生年金の繰り延べ分を含めて返済の年次計画を作成したかどうか、それを今会期中に出したかどうか、こうい

うお話をさせていただきますが、我が国財政の状況は、御指摘のとおり大変厳しいものがある、構造的にそういうことになっているわけでございまして、政府管掌健康保険の繰り入れ特例等について具体的な繰り入れの計画を作成するのは困難であるというところは御理解いただきたいと思います。しかし、一般会計及び政府管掌健康保険の財政状況等を勘案し、できるだけ速やかに繰り入れに努力をしまいたい、こう思っております。政府管掌健康保険につきましては、今回の繰り入れ特例措置を行っても、政府管掌健康保険自体についての財政運営に支障を生ずることではないので、この点も御理解を賜りたいと思っております。

また、厚生年金国庫負担分の繰り延べ分につきましては、平成元年度補正で厚生保険特別会計に返済見合い財源を特別保健福祉事業資金として確保したところであります。特別保健福祉事業の必要性を踏まえつつ、今後ともできるだけ速やかに返済の完了に向けて努力をしてみたい、こう考えております。(拍手)

〔国務大臣丹羽雄哉君登壇〕

○国務大臣(丹羽雄哉君) 沖田議員にお答えを申し上げます。

政府管掌健康保険で今回千三百億円に及ぶ繰り入れ減額措置をお願いいたしましたのは、財政が大変厳しい状況の中で、ゴールドプランやエイズ対策など必要な厚生省予算を確保するため、やむを得ない措置として行ったものであります。政府管掌健康保険の平成五年度の財政収支は、医療費の動向などを踏まえまして見込んだものでございます。事業の適正な運営に努めてまいりたいと思っております。

また平成五年度末の事業運営安定資金は一兆六千二百億円と見込まれ、中期的財政運営には支障がないものと確信いたしておりますが、御指摘の点は深く受けとめていきたいと思っております。

御指摘の、剰余金は給付の改善や保険料の引き下げに充てるべきだ、この御意見でございますが、今回の改正に際しまして、在宅介護支援事業の創設や成人病予防健診の充実を図っております。また保険料につきましては、平成四年度から引き下げたところでありますが、財政状況が好転し次第、利子を含めて速やかに返還するとの前提のもとにとった万やむを得ない措置として御理解をいただきたいと思います。

次に、医療保険の今後のあり方についてでございますけれども、本格的な高齢化社会においても、国民の皆さんが今後とも良質な医療を享受できるようにするためには、安定的な保険制度の確立が望まれているところであります。現在、医療保険審議会において幅広い観点から検討がなされておりますが、私といたしましては、今後、保険給付の範囲と内容や高齢者の医療と福祉サービスのあり方などについて、国民の合意を得るよう努めていきたいと思っております。

また、高齢者の介護につきましては、高齢者福祉十カ年戦略、いわゆるゴールドプランに基づきまして、ホームヘルパーやショートステイなどの充実を整備する一方、老人保健法の分野においては、老人訪問看護や老人病院の充実を目指してまいりたいと考えております。(拍手)

○議長(櫻内義雄君) これにて質疑は終了いたしました。

○議長(櫻内義雄君) 本日は、これにて散会いたします。

午後一時十分散会

出席国務大臣

内閣総理大臣 宮澤 喜一君
大蔵大臣 林 義郎君
厚生大臣 丹羽 雄哉君
運輸大臣 越智 伊平君
自治大臣 村田敬次郎君

出席政府委員

大蔵省主計局次 竹島 一彦君

○朗説を省略した議長の報告

(要求書受領)

一、去る四日、内閣から、原子力安全委員会委員に佐藤一男君を任命したいので、原子力委員会及び原子力安全委員会設置法第二十二條及び第五條第一項の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。

一、去る四日、内閣から、社会保険審査会委員長に木暮保成君を、同委員に佐々木喜之君を任命したいので、社会保険審査官及び社会保険審査会法第二十二條第一項の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。

(議決通知)

一、去る四日、緒方事務総長から林田裁判官弾劾裁判所裁判長及び戸張参議院事務総長あて、本院は、裁判官弾劾裁判所裁判員及び同予備員を

次のとおり補欠選任し、かつ、予備員の職務を行う順序は頭書のとおり決定した旨通知した。

裁判官弾劾裁判所裁判員

倉田 栄喜君(神崎武法君の補欠)

同 予備員

第三 新盛 辰雄君(森井忠良君の補欠)

第四 山口那津男君(倉田栄喜君の補欠)

一、去る四日、靖方事務総長から録岡裁判官訴訟委員会委員長及び戸張参議院事務総長あて、本院は、裁判官訴訟追委員を次のとおり補欠選任した旨通知した。

裁判官訴訟追委員

綿貫 民輔君(田邊國男君の補欠)

佐藤 観樹君(山花貞夫君の補欠)

一、去る四日、本院は、原子力安全委員会委員に佐藤一男君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

一、去る四日、本院は、社会保険審査会委員長に木暮保成君を、同委員に佐々木喜之君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

(選出通知)

一、去る四日、本院は、検察官道格審査会委員及び同予備委員を次のとおり選任した旨内閣に通知した。

検察官道格審査会委員

田原 隆君 北側 一雄君

同 予備委員

井出 正一君(田原隆君の予備委員)

石田 祝穂君(北側一雄君の予備委員)

(指名通知)

一、去る四日、本院は、国土開発幹線自動車道建

設審議会委員に衆議院議員堀山静六君、同三塚博君、同渡辺栄一君及び同越中義彦君を指名した旨内閣に通知した。

一、去る四日、本院は、国土審議会委員に衆議院議員武部文君を指名した旨内閣に通知した。

一、去る四日、本院は、日本ユネスコ国内委員会委員に衆議院議員金子一義君及び同渡瀬憲明君を指名した旨内閣に通知した。

(委員推薦通知)

一、去る四日、議長は、社会保障制度審議会委員に次の議員を推薦する旨内閣に通知した。

持永 和見君 池端 清一君

一、去る四日、議長は、地方制度調査会委員に次の議員を推薦する旨内閣に通知した。

熊谷 弘君 谷 洋一君

一、去る四日、議長は、国土審議会特別委員に次の議員を推薦する旨内閣に通知した。

(四国地方開発特別委員会)

大野 功統君 藤田 高敏君

(離島振興対策特別委員会)

関谷 勝嗣君 元信 堯君

(豪雪地帯対策特別委員会)

遠藤 乙彦君 渡部 恒三君

(見込額書受領)

一、去る五日、内閣から、地方交付税法第七条の規定に基づく平成五年度地方団体の歳入歳出総額の見込額書を受領した。

(報告書受領)

一、去る五日、内閣から次の報告書を受領した。
国家行政組織法第二十二條第一項の規定に基づく平成四年十月三十日から平成五年一月二十一

日までの間における行政組織の新設改廃状況報告書

一、去る十二日、内閣から次の報告書を受領した。

国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律第七条の規定に基づくカンボディア国際平和協力業務実施計画の変更の報告書

(通知書受領)

一、去る十日、参議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

平成四年度の水田農業確立助成補助金について
の所得税及び法人税の臨時特例に関する法律
(理事補欠選任)

一、去る四日、常任委員会において、次のとおり理事を補欠選任した。

内閣委員会

理事 遠藤 武彦君(理事片岡武司君去る十二月二十六日委員辞任につきその補欠)

欠)

理事 福田 康夫君(理事御法川英文君去る一月二十一日委員辞任につきその補欠)

欠)

理事 山元 勉君(理事上田卓三君去る一月二十一日委員辞任につきその補欠)

欠)

商工委員会

理事 金子 一義君(理事逢沢一郎君去る十二月二十六日委員辞任につきその補欠)

欠)

理事 遠藤 乙彦君(理事森本晃司君去る一月十四日委員辞任につきその補欠)
理事 新井 将敏君(理事自見庄三郎君去る一月二十一日委員辞任につきその補欠)

欠)

理事 安田 範君(理事和田貞夫君去る四月理事辞任につきその補欠)

建設委員会

理事 大野 功統君(理事片岡武司君去る十二月二十六日委員辞任につきその補欠)

欠)

理事 久野統一郎君(理事北村直人君去る十二月二十六日委員辞任につきその補欠)

欠)

理事 野田 実君(理事渡海紀三朗君去る十二月二十六日委員辞任につきその補欠)

欠)

理事 平田 米男君(理事吉井光昭君去る一月十四日委員辞任につきその補欠)

理事 石井 智君(理事三野優美君去る一月二十一日委員辞任につきその補欠)

欠)

科学技術委員会
理事 村井 仁君(理事斎藤斗志二君去る十二月二十六日委員辞任につきその補欠)

補欠)

理事 森 英介君(理事与謝野馨君去る一月二十一日委員辞任につきその補欠)

欠)

一、去る五日、文教委員会において、次のとおり理事を補欠選任した。

理事 原田 義昭君(理事木村義雄君去る十二月二十六日委員辞任につきその補欠)

欠)

理事 松田 岩夫君(理事佐田玄一郎君去る五日理事辞任につきその補欠)

一、去る九日、常任委員会において、次のとおり理事を補欠選任した。

農林水産委員会

理事 御法川英文君（理事杉浦正健君去る十二月二十六日委員辞任につきその補欠）

欠

理事 柳沢 伯夫君（理事東力君去る十二月二十六日委員辞任につきその補欠）

理事 萩山 教蔵君（理事岩村卯一郎君去る九月理事辞任につきその補欠）

理事 佐々木秀典君（理事石橋大吉君去る九月理事辞任につきその補欠）

理事 宮地 正介君（理事藤原房雄君去る九月理事辞任につきその補欠）

決算委員会

理事 倉田 栄喜君（理事宮地正介君去る十二月十日委員辞任につきその補欠）

理事 熊谷 弘君（理事鳩山由紀夫君去る一月二十一日委員辞任につきその補欠）

欠

理事 前田 武志君（理事藤井裕久君去る一月二十一日委員辞任につきその補欠）

欠

理事 山崎 拓君（理事萩山教蔵君去る一月二十一日委員辞任につきその補欠）

欠

理事 時崎 雄司君（理事長谷百合子君去る九月理事辞任につきその補欠）

一、去る十日、常任委員会において、次のとおり理事を補欠選任した。

厚生委員会

理事 山口 俊一君（理事石破茂君去る十二月十日委員辞任につきその補欠）

月二十六日委員辞任につきその補欠

運輸委員会

理事 亀井 善之君（理事武部勤君去る十二月二十六日委員辞任につきその補欠）

欠

理事 東 順治君（理事春田重昭君去る一月十四日委員辞任につきその補欠）

理事 佐藤 敬夫君（理事坂本剛二君去る十月理事辞任につきその補欠）

理事 常松 裕志君（理事山中末治君去る十月理事辞任につきその補欠）

通信委員会

理事 笹川 堯君（理事原田義昭君去る十月理事辞任につきその補欠）

労働委員会

理事 古賀 正浩君（理事三原朝彦君去る十二月二十六日委員辞任につきその補欠）

欠

（常任委員辞任及び補欠選任）

一、去る四日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

辞任

三浦 久君

東中 光雄君

建設委員

辞任

光武 顯君

安全保障委員

辞任

東中 光雄君

三浦 久君

科学技術委員

辞任

築瀬 進君

吉井 英勝君

今津 寛君

古堅 実吉君

環境委員

辞任

住 博司君

戸井田三郎君

前田 武志君

持永 和見君

谷津 義男君

時崎 雄司君

石原慎太郎君

白井日出男君

越智 通雄君

唐沢俊二郎君

倉成 正君

元信 堯君

予算委員

辞任

愛野興一郎君

石原慎太郎君

白井日出男君

越智 通雄君

唐沢俊二郎君

倉成 正君

元信 堯君

正森 成二君

今津 寛君

東中 光雄君

補欠

今津 寛君

古堅 実吉君

築瀬 進君

吉井 英勝君

補欠

石原慎太郎君

白井日出男君

唐沢俊二郎君

越智 通雄君

倉成 正君

元信 堯君

住 博司君

戸井田三郎君

持永 和見君

前田 武志君

谷津 義男君

時崎 雄司君

補欠

岡島 正之君

衛藤 晟一君

今津 寛君

狩野 勝君

大野 功統君

原田 義昭君

時崎 雄司君

辻 第一君

山本 有二君

衛藤 晟一君

大野 功統君

辻 第一君

石原 伸晃君

岡島 正之君

狩野 勝君

小坂 憲次君

原田 義昭君

山口 俊一君

山本 有二君

時崎 雄司君

小川 信君

鎌呂 吉雄君

文書委員

辞任

井上 喜一君

岩屋 毅君

小坂 憲次君

佐田玄一郎君

永末 英一君

岡田 克也君

久野統一郎君

古賀 正浩君

山口 俊一君

柳田 稔君

柳田 稔君

柳田 稔君

柳田 稔君

柳田 稔君

石原 伸晃君

山口 俊一君

古堅 実吉君

小坂 憲次君

愛野興一郎君

越智 通雄君

石原慎太郎君

倉成 正君

唐沢俊二郎君

白井日出男君

元信 堯君

補欠

鎌呂 吉雄君

小川 信君

補欠

古賀 正浩君

岡田 克也君

山口 俊一君

久野統一郎君

柳田 稔君

岩屋 毅君

佐田玄一郎君

井上 喜一君

小坂 憲次君

永末 英一君

柳田 稔君

柳田 稔君

柳田 稔君

柳田 稔君

通信委員

辞任

赤城 徳彦君

今枝 敬雄君

植竹 繁雄君

小林 興起君

谷垣 禎一君

松岡 利勝君

森 英介君

石原慎太郎君

白井日出男君

越智 通雄君

大石 千八君

倉成 正君

高島 修君

原田 憲君

石原慎太郎君

白井日出男君

越智 通雄君

大石 千八君

倉成 正君

高島 修君

原田 憲君

柳沢 伯夫君

関 晴正君

古堅 実吉君

狩野 勝君

真鍋 光広君

前田 正君

小沢 和秋君

補欠

石原慎太郎君

白井日出男君

越智 通雄君

大石 千八君

高島 修君

原田 憲君

倉成 正君

赤城 徳彦君

今枝 敬雄君

植竹 繁雄君

小林 興起君

森 英介君

谷垣 禎一君

松岡 利勝君

中島洋次郎君

前田 正君

狩野 勝君

原田 義昭君

星野 行男君

額賀福志郎君

井奥 貞雄君

真鍋 光広君

沢藤礼次郎君

小沢 和秋君

塩谷 立君

浅野 勝人君

赤城 徳彦君

辻 第一君

赤城 徳彦君

浅野 勝人君

井奥 貞雄君

塩谷 立君

中島洋次郎君

額賀福志郎君

原田 義昭君

星野 行男君

沢藤礼次郎君

関 晴正君

倉成 正君

大石 千八君

高島 修君

奥田 敬和君

寺前 巖君

不破 哲三君

寺前 巖君

不破 哲三君

寺前 巖君

不破 哲三君

寺前 巖君

不破 哲三君

寺前 巖君

不破 哲三君

寺前 巖君

不破 哲三君

寺前 巖君

不破 哲三君

寺前 巖君

厚生委員

田邊 誠君

児玉 健次君

吉井 英勝君

甘利 明君

衛藤征士郎君

奥田 幹生君

古賀 一成君

古賀 正浩君

小沢 和秋君

相沢 英之君

石原慎太郎君

白井日出男君

大石 千八君

虎島 和夫君

金子 満広君

虎島 和夫君

松岡 利勝君

衛藤 晟一君

野田 実君

田邊 誠君

市川 雄一君

金子 満広君

沖田 正人君

石田 祝穂君

市川 雄一君

祝穂君

市川 雄一君

谷村 啓介君

吉井 英勝君

児玉 健次君

虎島 和夫君

相沢 英之君

石原慎太郎君

白井日出男君

大石 千八君

金子 満広君

衛藤征士郎君

奥田 幹生君

古賀 一成君

古賀 正浩君

甘利 明君

小沢 和秋君

野田 実君

衛藤 晟一君

松岡 利勝君

虎島 和夫君

沖田 正人君

石田 祝穂君

小沢 和秋君

田邊 誠君

市川 雄一君

祝穂君

市川 雄一君

祝穂君

市川 雄一君

安全保障委員

小沢 和秋君

金子 満広君

塩谷 立君

関 晴正君

倉成 正君

大石 千八君

井奥 貞雄君

上草 義輝君

岡島 正之君

中谷 元君

宮里 松正君

谷津 義男君

住 博司君

戸井田三郎君

前田 武志君

増岡 博之君

持永 和見君

時崎 雄司君

相沢 英之君

白井日出男君

倉成 正君

高島 修君

高島 修君

高島 修君

高島 修君

高島 修君

高島 修君

金子 満広君

麻生 太郎君

中谷 元君

岡島 正之君

宮里 松正君

谷津 義男君

井奥 貞雄君

上草 義輝君

内海 英男君

大石 千八君

栗屋 敏信君

相沢 英之君

石原慎太郎君

白井日出男君

高島 修君

高島 修君

高島 修君

高島 修君

高島 修君

高島 修君

高島 修君

高島 修君

高島 修君

高島 修君

高島 修君

高島 修君

高島 修君

高島 修君

高島 修君

高島 修君

高島 修君

高島 修君

高島 修君

の標準に関する法律及び公立高等学校の設置、適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第七号)
国立学校設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第八号)

以上二件 文教委員会 付託

一、去る九日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第一〇号)

内閣委員会 付託

被用者年金制度間の費用負担の調整に関する特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第一一号)

厚生委員会 付託

阪神高速道路公団法の一部を改正する法律案(内閣提出第一三三号)

建設委員会 付託

一、去る十日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

エネルギー需給構造高度化のための関係法律の整備に関する法律案(内閣提出第一六号)

エネルギー等の使用の合理化及び再生資源の利用に関する事業活動の促進に関する臨時措置法案(内閣提出第一七号)

特許法等の一部を改正する法律案(内閣提出第一八号)

以上三件 商工委員会 付託

土地区画整理法及び都市開発資金の貸付けに関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第一四号)

建設委員会 付託

一、去る十二日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案(内閣提出第二二号)

不動産登記法の一部を改正する法律案(内閣提出第二三三号)

以上二件 法務委員会 付託

環境事業団法の一部を改正する法律案(内閣提出第二二二号)

環境委員会 付託

一、昨十五日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

国民健康保険法の一部を改正する法律案(内閣提出第二二二号)

厚生委員会 付託

貿易保険法の一部を改正する法律案(内閣提出第一九号)

商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律案(内閣提出第二六号)

以上二件 商工委員会 付託

身体障害者の利便の増進に資する通信・放送身体障害者利用円滑化事業の推進に関する法律案(内閣提出第二七号)

通信委員会 付託

駐留軍関係離職者等臨時措置法及び国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第二八号)

労働委員会 付託

公害健康被害の補償等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第二〇号)

環境委員会 付託

(議案送付)

一、去る四日、参議院に送付した本院提出案は次のとおりである。

平成四年度の水田農業確立助成補助金についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案

(議案通知書受領)

一、去る十日、参議院から、次の本院提出案を可決した旨の通知書を受領した。

平成四年度の水田農業確立助成補助金についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案(調査要求承認)

一、常任委員長から提出した次の国政調査承認要求に対し、議長は去る四日いずれもこれを承認した。

国政調査承認要求書

一、調査する事項

一、行政機構並びにその運営に関する事項

二、恩給及び法制一般に関する事項

三、公務員の制度及び給与に関する事項

四、栄典に関する事項

二、調査の目的

国の行政の改善を図り、公務員の制度及び給与の適正を期する等のため

三、調査の方法

小委員会の設置、関係各方面からの説明聴取及び資料の要求等

四、調査の期間

本会期中

右によって国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求め。

平成五年二月四日

内閣委員長 牧野 隆守

衆議院議長 櫻内 義雄殿

国政調査承認要求書

一、調査する事項

一、通商産業の基本施策に関する事項

二、中小企業に関する事項

三、資源エネルギーに関する事項

四、特許及び工業技術に関する事項

五、経済の計画及び総合調整に関する事項

六、私的独占の禁止及び公正取引に関する事項

七、鉱業と一般公益との調整等に関する事項

二、調査の目的

一、日本経済の総合的の基本施策の樹立並びに総合調整のため

二、通商産業行政の実情を調査し、その合理化並びに振興に関する対策樹立のため

三、調査の方法

小委員会の設置、関係各方面からの説明聴取及び資料の要求等

四、調査の期間

本会期中

右によって国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求め。

平成五年二月四日

商工委員長 井上 普方

衆議院議長 櫻内 義雄殿

国政調査承認要求書

一、調査する事項

一、建設行政の基本施策に関する事項

二、都市計画に関する事項

三、河川に関する事項

四、道路に関する事項

五、住宅に関する事項

六、建築に関する事項

七、国土行政の基本施策に関する事項

二、調査の目的

建設行政及び国土行政の実情を調査し、その運営を適正ならしめるため

三、調査の方法

小委員会の設置、関係各方面からの説明聴取及び資料の要求等

四、調査の期間

本会期中

右によって国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求め。

平成五年二月四日

建設委員長 野中 広務

衆議院議長 櫻内 義雄殿

国政調査承認要求書

一、調査する事項

一、科学技術振興の基本施策に関する事項
二、原子力の開発利用とその安全確保に関する事項

三、調査の方法

三、宇宙開発に関する事項
四、海洋開発に関する事項
五、生命科学に関する事項

六、新エネルギーの研究開発に関する事項

二、調査の目的

右各事項について実情を調査し、対策を樹立するため

三、調査の方法

小委員会の設置、関係各方面からの説明聴取及び資料の要求等

四、調査の期間

本会期中

右によって国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求め。

平成五年二月四日

科学技術委員長 小澤 潔

衆議院議長 櫻内 義雄殿

一、文教委委員長から提出した次の国政調査承認要求に対し、議長は去る五日これを承認した。

国政調査承認要求書

一、調査する事項

一、文教行政の基本施策に関する事項

二、学校教育に関する事項

三、社会教育に関する事項

四、体育に関する事項

五、学術研究及び宗教に関する事項

六、国際文化交流に関する事項

七、文化財保護に関する事項

二、調査の目的

文教行政の実情を調査し、その対策を樹立し、運営を適正ならしめるため

三、調査の方法

小委員会の設置、関係各方面からの説明聴取及び資料の要求等

四、調査の期間

本会期中

右によって国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求め。

平成五年二月五日

文教委員長 渡辺 省一

衆議院議長 櫻内 義雄殿

一、常任委員長から提出した次の国政調査承認要求に対し、議長は去る九日いずれもこれを承認した。

国政調査承認要求書

一、調査する事項

一、農林水産業の振興に関する事項

二、農林水産物に関する事項

三、農林水産業団体に関する事項

四、農林水産金融に関する事項

五、農林漁業災害補償制度に関する事項

二、調査の目的

農林水産業の実情を調査し、その振興を図るため

三、調査の方法

小委員会の設置、関係各方面からの説明聴取及び資料の要求等

四、調査の期間

本会期中

右によって国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求め。

平成五年二月九日

農林水産委員長 平沼 赳夫

衆議院議長 櫻内 義雄殿

国政調査承認要求書

一、調査する事項

一、歳入歳出の実況に関する事項

二、国有財産の増減及び現況に関する事項

三、政府関係機関の経理に関する事項

四、国が資本金を出資している法人の会計に関する事項

五、国が直接又は間接に補助金、奨励金、助成金等を交付し又は貸付金、損失補償等の財政援助を与えているものの会計に関する事項

二、調査の目的

決算の適正を期するため

三、調査の方法

小委員会の設置、関係各方面からの説明聴取及び資料の要求等

四、調査の期間

本会期中

右によって国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求め。

平成五年二月九日

決算委員長 貝沼 次郎

衆議院議長 櫻内 義雄殿

一、常任委員長から提出した次の国政調査承認要求に対し、議長は去る十日いずれもこれを承認した。

国政調査承認要求書

一、調査する事項

一、厚生関係の基本施策に関する事項

二、社会保障制度、医療、公衆衛生、社会福祉及び人口問題に関する事項

二、調査の目的

右両事項について実情を調査し、対策を樹立するため

三、調査の方法

小委員会の設置、関係各方面からの説明聴取及び資料の要求等

四、調査の期間

本会期中

右によって国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求め。

平成五年二月十日

厚生委員長 浦野 悠興

衆議院議長 櫻内 義雄殿

国政調査承認要求書

一、調査する事項

- 一、陸運に関する事項
- 二、海運に関する事項
- 三、航空に関する事項
- 四、港湾に関する事項
- 五、海上保安に関する事項
- 六、観光に関する事項
- 七、気象に関する事項

二、調査の目的

右各事項の実情並びに行政を調査し、その合理化及び振興に関する対策を樹立するため

三、調査の方法

小委員会の設置、関係各方面からの説明聴取及び資料の要求等

四、調査の期間

本会期中

右によって国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求める。

平成五年二月十日

運輸委員長 森田 一
衆議院議長 櫻内 義雄殿

国政調査承認要求書

一、調査する事項

- 一、通信行政に関する事項
 - 二、郵政事業に関する事項
 - 三、郵政監察に関する事項
 - 四、電気通信に関する事項
 - 五、電波監理及び放送に関する事項
- 二、調査の目的
- 右各事項について実情を調査し、対策を樹立

するため

三、調査の方法

小委員会の設置、関係各方面からの説明聴取及び資料の要求等

四、調査の期間

本会期中

右によって国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求める。

平成五年二月十日

通信委員長 亀井 久興
衆議院議長 櫻内 義雄殿

国政調査承認要求書

一、調査する事項

- 一、労働関係の基本施策に関する事項
- 二、労使関係、労働基準及び雇用・失業対策に関する事項

二、調査の目的

労働行政の実情を調査し、その対策を樹立するため

三、調査の方法

小委員会の設置、関係各方面からの説明聴取及び資料の要求等

四、調査の期間

本会期中

右によって国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求める。

平成五年二月十日

労働委員長 岡田 利春
衆議院議長 櫻内 義雄殿

(質問書提出)

一、去る九日、議員から提出した質問主意書は次

のとおりである。

誤判防止に関する質問主意書(和田貞夫君提出)
一、去る十日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

筆跡鑑定と科学捜査に関する質問主意書(小森龍邦君提出)

東京佐川急便株式会社の埼玉県新座市における農地転用に関する質問主意書(沢田広君提出)

衆議院会議録第二号中正誤

ペシ 段行 誤

自由化、反対

二 自由化、反対

三 在宅投資

三 一 一 柿崎 直己

同 第三号中正誤

セシ 段行 誤

いすれに 正

平成五年二月十六日 衆議院会議録第五号

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

発行所
〒一〇五 東京都港区
虎ノ門二丁目二番四号
大蔵省印刷局

電 話
03
(3587)
4302

定 額
本号一部
送料三円
送料別
別